

# もの忘れ検診用タッチパネル機器貸出契約書

氏名 公益財団法人 こころすこやか財団  
代表理事 松倉 典子

氏名

上記貸主及び借主は下記の通り契約します。

## (契約の趣旨)

貸主は借主に対し、もの忘れ検診用タッチパネル機器を貸付、借主はこれを借り受ける。

## 貸出規定

### (使用目的)

- ①地域住民に対して、認知症の早期発見のメリットを理解してもらい、早期発見が差別を生むことのない地域づくりや認知症に対する正しい知識の普及啓発を図ることを目的に使用すること。
  - ②精検医療機関として、精神科を受診することもあるため、精神科に対するイメージを変えるための普及啓発を図ることを目的に使用すること。
  - ③認知症サポーターの積極的な養成等を図ることを目的に使用すること。
- 物忘れ検診用タッチパネルを使用したことにより、トラブルが生じても当法人では責任を負いません。また、使用目的等の変更の連絡なくして使用した場合は、賠償を請求します。

### (使用料)

もの忘れ検診用タッチパネル一式貸出の使用料は1台につき1日3,000円、インク代は1台につき1日1,000円とし、使用者の負担とします。料金は全て税別となります。使用料は、当法人が指定する口座に検診事業終了後1カ月以内に支払うこととします。その場合の振り込み費用は、使用者の負担とします。

コピー用紙などの消耗品は、使用者が準備するものとします。

### (貸出期間・返却時期)

貸出期間は、第1号様式 貸出申請書記載の通りとします。貸出終了後は5日以内に届くように返却してください。連絡なく期間を過ぎた場合には、1日に付き5,000円の延滞料金を請求します。返却費用は使用者負担とします。

**(紛失・破損・汚損)**

検品の上、送っていますが使用前に破損・汚損のチェックをし、異常がありましたらご連絡ください。使用後の報告は、使用者による破損・汚損扱いとします。(データは除く) 返却時の破損、紛失等は使用者に責任を負うこととなりますので、十分な梱包で書留郵便, 宅急便等の信頼できる方法で返却ください。

**(転貸・譲渡の禁止)**

第3者への転貸やその使用权の譲渡は禁止しています。

**(管轄合意)**

本規定にかかわる紛争については、当法人所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各一通を保有する。

令和 年 月 日

貸主 住所 青森県八戸市大字尻内町字島田14番地1

氏名 公益財団法人 ころすこやか財団  
代表理事 松倉 典子 印

借主 住所

氏名  
印